

天草家保通信平成27年8月号

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>
電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



牛トレーサビリティ法とは？

皆さんもご承知のとおり、牛の両耳には黄色い個体識別番号（10桁の番号）が記載された耳標がついています。その耳標は、何のために付けているのかご存じですか？

平成13年、千葉県で牛海綿状脳症（BSE）患畜（乳用種経産牛）が確認され、現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が確認されています（平成21年が最終）。

平成15年、BSEのまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進するために、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）が施行されました。

この法律により、牛の両耳に耳標を付けることになりました。この10桁の番号で、その牛の出生からと殺・死亡までの飼養地などが記録されます。また、と殺され牛肉となってからは、消費者に提供されるまでの生産流通履歴情報の把握が可能となりました。

そこで、牛の飼養者が遵守しなければならないことについては以下のとおりです。

1 出生・譲渡・死亡などの届出

書面やインターネットなどを利用し、以下の場合には延滞無く（独）家畜改良センターに届出する。

- ① 出生の届出
- ② 輸入の届出
- ③ 譲渡し等の届出
- ④ 譲受け等の届出
- ⑤ 牛の死亡の届出
- ⑥ 牛の輸出の届出
- ⑦ 牛個体識別台帳に記載されている事項に変更があったときの届出

2 耳標の装着

3 耳標の取り外し等の禁止



毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」



牛トレーサビリティ法の遵守徹底をお願いします

H27年7月31日、熊本県内の酪農業者が、牛の生まれた日を実際より遅く届け出たとして、九州農政局から正しい届出や改善を求める催告を受けました。

その酪農業者は、平成15年12月1日（牛トレーサビリティ法施行日）年からH27年1月8日までの間に出生した牛871頭のうち、596頭（H18年7月22日からH26年7月21日まで）について、実際の出生日から、1日から最大で39日まで遅らせた日を出生日として届出。

牛が生まれたとき

両耳に 正面向きに 耳の真ん中に

個体識別 耳標の装着

出生の届出

耳標が両耳に装着されていない牛の取引は法律で禁じられています。



- ・自分の農家コード番号
- ・子牛に装着した耳標の番号
- ・生年月日 ・雌雄の別
- ・母牛の個体識別番号
- ・牛の種別

- 牛を譲り渡したとき（転出）
 - 牛を譲り受けたとき（転入）
 - 牛が死亡したとき
- も届出が必要です。

届出義務違反は、牛トレーサビリティ制度に対する消費者をはじめ関係者の信頼を揺るがすものであり、**あってはならない行為**です。

出生、死亡、譲受け、譲渡しを行ったときは、遅滞なく適正に届出を行い、**牛トレーサビリティ制度の認識を深め**、法律遵守の徹底をお願いいたします。

海外悪性伝染病発生状況

病名	発生地	発生日	畜種	型
高病原性 鳥インフルエンザ	韓国	平成26年9月26日 ～平成27年6月10日	家きん	H5N8
		6月19日～6月25日	鶏、地鶏、がちょう	H5N2
	台湾	6月20日	地鶏	H5N8
		6月28日～7月2日	地鶏、七面鳥、がちょう	H5N2
		7月2日～7月8日	あひる、地鶏	H5N2
		7月13日～7月14日	あひる、地鶏	H5N2
		7月24日～7月29日	がちょう、あひる、地鶏	H5N2
		7月28日	あひる	H5N8
アフリカ豚コレラ	ロシア	6月24日～6月25日	豚、野生いのしし	—
		6月28日～7月4日	豚	—
		7月1日～7月7日	豚、野生いのしし	—
		7月10日～7月14日	豚、野生いのしし	—

8月12日現在

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668